

厚生労働省発雇均1127第1号

令和2年11月27日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令案（仮称）要綱（中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令案（仮称）要綱（中
小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）

第一 中小企業退職金共済法施行令の一部改正

財形住宅債券の募集に係る財形住宅債券申込証について、財形住宅債券の募集に応じようとする者の押
印を不要とすること。

第二 施行期日等

- 一 この政令は、公布の日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。